（様式１）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人 環境科学技術研究所　 御中

　　　　　　　　　　　　　　　　現住所

　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

確認書

１　私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という）第6条第1号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。

２　私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第29条第1項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を通知いたします。

３　私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第29条第2項各号のいずれかに該当すると疑いがあり、認定法第28号第1項に規定する勧告又は第3項に規定する命令を受けた時は直ちにその旨を通知します。

４　私は、本日現在理事を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。

５　私は、４に基づき提出した「公益法人理事兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに他の公益法人の理事に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。

６　私が理事又は監事に選任された場合、私の氏名、生年月日及び現住所（住民票にて登録した住所）を内閣府に対して届け出ること、並びに内閣府が認定法６条に規定する失格事由の審査に必要な範囲内で、氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合があることについて、同意します。

確認書ご提出に当たってのご参考

１　認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由

（欠格事由）

第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

　一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

　　イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの（いわゆる連座制の根拠規定）

　　ロ　この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方法税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

　　ハ　禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

　　ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

２　認定法第29条による公益認定取消事由

（公益認定の取消し）

第二十九条　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

　一　第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

　二　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五　　条第一項の認可を受けたとき。

　三　正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

　四　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

２　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

　一　第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

　二　前節の規定を遵守していないとき。

　三　前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。